

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和4(2022)年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和4年12月23日(金)午後1時30分～午後2時10分		
開催場所	みよし市役所3階 研修室		
出席者	(会長) 鈴木 淳 (委員) 加藤 貴利、永田 志麻、石井 大 芳賀 真、大澤 和貴、久野 和美、小嶋 俊和 小野田 裕之、三浦 祐香 (事務局) 深津福祉部長、岡田福祉部次長、石田保険年金課長、 岡田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和5年1月(予定)		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 ・令和5年度みよし市国民健康保険税税率について 3 報告事項 ・国民健康保険税賦課限度額の改正について ・出産育児一時金給付額の改定について		
<会議録> 保険年金課長	<p>ただいまから「令和4年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。</p> <p>それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。</p> <p>「一同、礼」ご着席ください。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の石田です。よろしくお願いいたします。本日の会議につきましては令和4年度第2回とさせていただきます。第1回につきましては、本年7月に開催させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は約1時間程度を予定しております。</p> <p>また、この会議は公開となりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>本日は事前に送付させていただいております資料を使用しますが、お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。</p>		

<p>会長</p>	<p>それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに、鈴木会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。 会長お願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜鈴木会長あいさつ＞</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ありがとうございました。 なお本日は、島職務代理、田中委員、酒井委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしくお願 いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくお 願いします。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたし ます。 本日の出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規 則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。 久野委員と三浦委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします す。 なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の鈴木主任主査に お願いします。 それでは議事に入ります。 ・(次第2)協議事項の「令和5年度みよし市国民健康保険税の税率 について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>副主幹</p>	<p>それでは、2 協議事項の令和5年度みよし市国民健康保険税の税 率について、ご説明いたします。 本日は一部の説明について概要のみにさせていただきますのでご了 承ください。</p> <p>本年度も市長より当協議会に対し、「令和5年度みよし市国民健康 保険税のあり方について」の諮問を受けております。今回は、令和 5年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性 についてご審議いただきます。よろしくお願います。</p> <p>それでは、A4の資料をご覧ください。ここでは、「本市の国民健康 保険の現状」を説明します。 まず、本市における「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。 近年は、国保被保険者数、国保税の額も減少傾向にあります。その 一方で1人あたりにかかる医療費は新型コロナウイルスの影響等も あり増加傾向となっています。</p> <p>次に、「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」についてです。 平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民 健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、市町村は国民 健康保険税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払いま す。</p>

その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うこととなります。県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることとなりました。今年、11月に、県が仮算定として示した標準保険税率は昨年度同様に現在の本市の税率よりも高いものとなっています。

では、資料裏面をご覧ください。「愛知県国民健康保険運営方針」についてです。

令和3年度からの、第2期愛知県国民健康保険運営方針では、赤字市町村は赤字解消について、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努め現実的な赤字の解消・削減をすすめていくものとしています。

次は、「一般会計からの法定外繰入」についてです。

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、市の一般会計からの法定繰入を財源として運営します。国民健康保険特別会計で不足する場合に、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんします。先程述べたように県の運営方針では、この繰入金について、解消・削減するように示されています。

次に「保険税率の改正状況」についてです。

最近の国民健康保険税率の改正状況については、平成29年度に所得割、均等割、資産割、平等割の4方式であったものを、資産割を無くした3方式に改正しました。

平成30年度の改正では、県単位化により県から標準税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要がありましたが、一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準税率に近付ける形での税率改正としました。

令和2年度についても令和元年度に続いて残りの5年間で標準税率に近づくよう改正をおこなっております。令和3年度につきましては据え置きとしました。

令和4年度からは、標準保険税率の増加に伴い計画を見直し、令和8年度までで税率改正していくこととしました。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定外繰入の削減を進めていく必要があります。

また、近年は、愛知県が示す標準保険税率が増えていることも考慮いただきご審議をお願いいたします。

それでは、続いてA3参考資料をご覧ください。

1 ページの1 「みよし市国民健康保険の現状」は先ほどの資料でご説明した内容を表記しております。

2 ページは当協議会 前回の答申の附帯意見です。6 つの付帯意見の中の1, 2 が今回の税率を設定する上でご注意項目となります。

1 が、愛知県が示した標準税率を考慮すること。

2 が、被保険者の急激な負担にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減することが出来るような税率設定をすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3、4となります。

この2つのポイントは、先程からご説明していますように、3では、具体的には昨年度の当協議会の答申で、急激な被保険者の負担増にならないよう、令和8年度を目途に計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入れの解消・削減をすすめていくこととしていること。4では、昨年度の答申にある負担増の金額を踏まえ、被保険者の負担増の目途とし、標準税率に近づけていくこととしたことです。事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、4つの案を示させていただきたいと思えます。

案1は、令和5年度は税率改正をせず、据え置きとする案、案2は、令和5年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案、案3は、これまでの答申を踏まえ令和5年度から令和8年度の4年間で標準税率と同程度とする案としています。

案4は、昨年の答申があった被保険者の負担額の増額をベースに令和5年度から令和10年度の6年間で標準税率と同程度とする案で、これは税率改正の回数を全10回（11年間）とするものです。すべての案について言えることですが、県から示される標準税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要が毎年度あると考えています。

3ページをご覧ください。4「令和5年度 税率改正検討表」です。先ほどの4つの案を具体的に説明していきます。

一番上段の表が令和元年度から令和4年度の税率比較です。右の網掛け部分の計でみると、令和元年度と令和4年度では所得割が8.48%から9.46%で0.98%の増、均等割が41,200円から43,900円で2,700円の増、平等割は29,900円から30,100円で200円の増となっています。

計の右、モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得150万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されない人です。

モデル世帯の年税額231,000円から250,100円で19,100円、8%程度の増となっております。

この表の一番下にはR1年度とR2、3年度の差が記載してあります。

1段下の2行になっている少し小さな表については、今年11月に示された標準税率でそのまま積算した数値がのせてあります。モデル世帯での年税額をご確認いただくと大幅な増額になることが確認できると思えます。

その次の表からは、事務局がお示しする4つの案について試算した表となっております。

案1では、令和5年度は、税率改正を行わない場合の表です。被保険者の負担増はありませんが、同表右から2番目の欄の一般会計法定外繰入金が約2億3,500万円となっており、現実的に会計上このままでは運営が難しい数値となっています。

案2は、令和5年度に標準保険税率とほぼ同程度とした場合です。モデル世帯では、321,900円で28.7%の増となります。一般会計法定外繰入金が約100万円となり法定外繰入金の削減は出来ませんが、被保険者の急激な負担増となりこれも現実的に適応し

	<p>がたい状況になります。</p> <p>案3は、4年かけて標準税率と同程度にした場合で、令和3年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成30年度から令和8年度までの9年で均等に近付けていくよう採用しているものです。</p> <p>平成30年度から令和4年度までは既に改正をしているので、令和5年度以降、残り4回で標準税率に近付ける形での改正となります。令和5年度の改正で、計の部分ですが、所得割10.22%で0.76%増、均等割46,800円で2,900円増、平等割は31,000円で900円の増となります。モデル世帯での年税額は267,500円で、17,400円、7.0%の増となります。この案は被保険者に対して負担をお願いするものではありませんが、標準保険税率を達成し、国保会計の健全化を図るためには必要なことではあると考えることができますと思います。</p> <p>案4は、令和5年度から6年かけて標準税率と同程度にする場合で、令和3年度の答申にあった負担増となる金額を基準にして期間算出したものです。例年同様に算出しましたが、令和5年度の改正で、計の部分、所得割9.97%で0.51%増、均等割45,900円で2,000円増、平等割30,700円で600円の増となり、モデル世帯の年税額は261,800円と11,700円、4.7%の増加となります。この案についても例年の増加率と比べると小さくはありません。</p> <p>現状で保険関係の会計については社会保険も含め逼迫しており、赤字の解消、財源の確保は急務となっておりますので、それも踏まえて、被保険者の負担もごさいますがご配慮いただきたいと思います。</p> <p>5ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。ご質問、また、意見等ありましたらお願いします。</p> <p>最後のページですが、医療分、後期分、介護分とあるが、その内容について説明を</p>
副主幹	<p>医療分は通常の保険証として通常使用する場合に負担する部分です。昭和46年当時は、後期高齢者医療、介護保険は制度がなかったため、設定がありません。</p> <p>後期分は75歳以上の方の後期高齢者医療を支援するために一部ご負担いただいています。こちらも県に納めています。介護分は平成12年から介護保険が始まり、40歳から64歳の方は健康保険と一緒にお支払いいただいています。</p>
議長	<p>これらは一般の社会保険も同じように負担してみえるということでしょうか？</p>
副主幹	<p>はい</p>
議長	<p>何かご質問はございませんか。ありましたらお願いします。</p> <p>事務局から、3番4番のあたりでという話がありましたが、事務局側</p>

<p>副主幹</p>	<p>として、この辺でお願いしたいという案はありますか。</p> <p>例年同じようなことを申し上げますが、法定外繰り入れを削減することと急激な負担増を配慮しなければいけないということがあります。非常に厳しいところであるのですが、愛知県、みよし市の国保財政も厳しい状況です。</p> <p>特に今年度は愛知県に納める納付金、愛知県から示された標準保険税率とも仮の段階であるが、非常に苦しい数字が示されており、税率改正は待ったなしの状況ではないかと考えております。ただし、現在の世の中の状況、被保険者の方の生活、収入状況等考慮した場合安易な増税をすることが難しいことも理解しております。</p> <p>昨年、税率改正の計画期間を変更し令和6年度までの計画を令和8年度までに変更し、増加率が少し緩やかになるようご検討いただきました。</p> <p>そのような状況を踏まえ、今年度は昨年変更した計画で、案3の令和8年度まで残り4回で改正するというご理解いただければと思います。</p> <p>ただし、これらの案も来年度以降の状況によっては再度ご検討いただく必要がでてくるかもしれません。その際にはその時に応じた検討をしていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>これに対して何かご意見は</p>
<p>小嶋委員</p>	<p>被保険者代表の小島です。当然、被保険者代表としては案1が理想だと思うが、去年も答申が出ているので、答申も踏まえて考えていかないといけないと思う。できれば案3、案4あたりで、案3だと答申イコール、案4だと2年延ばすことになる。厳しい状況ではできれば案4あたり、2年延ばして、前の答申を無視していいのかということもあるが、被保険者の代表としてはそういう考え方でお願いできないかと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局としては、案4になると市の負担が増えるということになるわけですがどうですか。</p>
<p>副主幹</p>	<p>現時点で示されている数値は仮算定数値であり、本算定数値が1月に発表されるため、負担額等が増減することが考えられます。今回案を決めていただいた中で、税率等を事務局で調整させていただければと思います。昨年は本算定で1年短くなっており、本算定で下がることもあります。</p>
<p>議長</p>	<p>案3だと1億7千万円、案4だと1億9千万円を一般会計からという一般の人の税金から出すということになるということですか？</p> <p>国保の被保だけでなく、社会保険に加入されている方からの税金からもお金が出てしまうということですか？</p> <p>みよし市の6万人の中の約9,000人の人が国保の加入者なので、5万人の方も負担しているということになってしまうということですね。</p> <p>なるべく早く解消したほうが平等性からいうといいのではないかとありますが、皆さんご意見いかがですか？先生方どうですか？</p>
<p>石井委員</p>	<p>早く解消したほうがいいのではないかと思う</p>
<p>永田委員</p>	<p>みよしは医療費指数が高いということですか？</p>

議長	そうです。
永田委員	受診される方が多いということですか？
議長	医療レベルの話はどうでしょうか？
副主幹	医療費指数なので1人当たりの医療費が高いということですが、環境など地域性などが関与しています。県内だと田原市あたりが低く、豊明市あたりが高いです。 地域性を考えると、市内には大きな病院はないが、クリニックは多く、周辺に大きな病院が多いので、医療を受けやすい環境ではあります。あとはすぐに受診しようと思うかどうかということもあります。
議長	実際に、県内で何番目か？
副主幹	医療費指数は6番目です。 ここには載せていませんが、1人あたり所得も標準保険税率の算定に入っており、みよし市は県内で2番目です。
議長	当会として、平等性を考えると3案くらいで提案できたらと思いますが、ご意見いかがですか？
加藤委員	県からのベースが上がったというお話があったが、7万2千円上がったということだが、今までだったらいくらだったのか？
副主幹	去年の資料では数字上は同じ7万2千円だったが、1年経過して、去年から1万2千円を上げているので、8万4千円になっているという状況です。
加藤委員	コロナの影響で医療費が増加しているということですか？
副主幹	具体的にどの分がということとはわからないが、コロナの影響はあります。
加藤委員	コロナが収まったら、標準保険税率が下がるのか？
保険年金課長	現在のみよし市の医療費について、全国的になるが、医療の高度化で医療技術が日々進歩しているので、今まで難しかった治療ができるようになり、国民健康保険加入者の健康を大きく支えるものとなりますが、その分医療費は増えることとなります。もう1つ、国民健康保険被保険者の高齢化、国保は74歳までですが、平均年齢が毎年上がっています。構成の中で65歳から74歳までの前期高齢者の占める割合が令和元年では44.3%で、徐々に上がってきていて、令和3年度は45%を超えてきています。高齢化してくると受診件数が増え、1人当たりの医療費も増えていることから、現在、医療費が増えている要因と考えられています。
議長	最終ゴールは県の数値になるわけですが、そこをどう詰めていくかということで、市の財政を考えるとそんなに長くということもできないので、案3を基準にやらせていただくということよろしいでしょうか。 また来年度、全体の医療費等で見直しもされますので、変わってく

<p>保険年金課長</p>	<p>ることも考えられます。 3案ということで行きたいと考えるので、年明けの本算定の数値が出てくるので調整していただきたいと思います。 以上で本日の議事を終了したいと思います。 それでは、事務局にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。 3 報告事項 について事務局より説明申し上げます。</p>
<p>副主幹</p>	<p>国民健康保険税賦課限度額の改正について 出産育児一時金給付額の改定について</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>今回、国保税率改正の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。1月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定ですので、それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果とすり合わせて答申案を作成し、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。</p> <p>今後の法改正等の状況により次回の運営協議会において、必要事項についてご検討いただくこともありますので、ご承知おきください。</p> <p>それと、もう一点ございます。 例年、委員の皆様へ「新年あいさつ会」のご案内をさせていただいておりますが、「令和5年新年あいさつ会」につきまして、令和5年1月4日（水）午前10時15分から、市役所3階研修室で開催いたしますので、ご都合がよろしければぜひご参加いただければと思います。</p> <p>なお、次回の会議ですが、令和5年1月27日（金）午後1時30分から予定させていただきます。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上をもちまして「令和4年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。</p> <p>一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。</p>